

第 33 回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成 29 年 10 月 25 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	3 番 廣瀬 康友	4 番 近重 良治	5 番 林 秀司
7 番 欠員	8 番 小川 明人	9 番 佐々岡常喜	10 番 大谷 数義
11 番 齋藤 久行	12 番 橋本 安延	13 番 小谷 保雄	14 番 岡本 健治
15 番 小松原常雄	16 番 三浦 寿紀	17 番 狹間 延雄	18 番 松山 純久
19 番 欠員	20 番 川方 耕治	21 番 岡堂 正顯	23 番 原田 和義
24 番 神田 進	25 番 岡本 嗣喜	26 番 宮崎 龍生	27 番 渡辺 弘之
28 番 大屋 幸	29 番 渡邊 弘登	30 番 三浦 博文	31 番 岩地 正男
32 番 野上 省三	33 番 佐々木京子	34 番 玉田 一	35 番 埜本 徹夫
36 番 徳田マスエ	37 番 岩田 功		

2. 欠席委員

2 番 岡田 勝	6 番 三浦 万人
22 番 三明多佳志	

3. 事務局出席職員

河野農地係長

農林振興課 岡本囑託

会 長

おはようございます。

ただいまから第 33 回浜田市農業委員会総会を開催させていただきます。

台風も 21 号が過ぎ去ったわけではありますが、マスコミ等では相当な被害が出るだろうと言われておりましたが、幸いなことにこの様な状況で通過と。ただ単に心配しますが、この週末から週初めにかけて 22 号がまたやってくるという状況でございます。これがまた心配の種ではないかと思いますが、被害が出ないことを只々、祈るばかりだと思っております。

先月も申し上げましたが、米の集荷実績が 24 日、昨日現在でございますが、JA の方から取り寄せておりますので連絡をいたします。コシヒカリが大体終わりました、きぬむすめが主体になっておりますので、等級も随分上昇しております。全体的の一等米比率がうるちでございますが、72.1%という事でございまして、特に平坦部よりは山間部と言いましょるか奥部の方が、等級が良くなっておりまして、ちなみに申し上げますと、浜田地区が 47.7、江津が 49.6、三隅が 48.8、金城が 88.9、弥栄が 85.9、旭が 87.2 という事で、今現在の集荷率が予約に對しまして、82%ぐらいという状況でこの様な実績になっております。先月も申し上げましたが、やはり粒白とか未熟粒とかカメムシとかそういった被害で等級を下げているという風な状況になっておりますのでご報告をさせていただきます。

本日の欠席は、

2 番 岡田 勝 委員、6 番 三浦 万人 委員、

2 2 番 三明多佳志 委員

以上 3 名の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、

3 番 廣瀬 康友 委員、5 番 林 秀司 委員、

3 6 番 徳田マスエ 委員

以上 3 名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、

10番 大谷 数義 委員、11番 齋藤 久行 委員です。

よろしく申し上げます。

会 長

では、議事に入ります。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局

おはようございます。農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の策定について審議の上、農業委員会の議決をいただきましたと思います。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画案と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画案についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、5件25筆、27,101㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は10月31日を予定しており、利用権設定については開始日を11月1日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いたします。

会 長

以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、ご意見やご質問がございましたら、ご発言願います。ございませんか。

無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員

～全委員、挙手～

会 長

ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのよう

に処理いたします。

会 長

続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

農業委員会等に関する法律、第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

それでは農地法第3条申請についてご説明いたします。農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについての審議をいただきます。総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の田、外1筆の田、合計1,027㎡です。場所は浜田市立三隅小学校から約300m北西の、上古市町内です。この申請は、譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は47a余りとなり、下限面積基準を満たしております。また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上1件です。

会 長

ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきましては、2番の岡田委員が欠席のため、事務局からお願いします。

事 務 局

岡田委員から連絡がありまして、問題はないと聞いております。今現在、親戚

で譲受人の下岡さんが作られている土地という事なので問題はないという事を聞いております。

会 長 以上で、第 3 条申請について全て説明が終わりました。皆様方からご意見ご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第 3 条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手、多数～

会 長 ありがとうございます。以上で、農地法第 3 条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第 4 条申請についてご説明いたします。農地法第 4 条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが、農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1 号について説明します。申請地は、資料 6 ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑、107 m²です。場所は、三隅郵便局から約 100m 南東の、向野田 1 町内です。農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を宅地拡張するものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。農地法第 4 条申請については、以上 1 件です。

会 長 ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、34番、玉田委員お願いします。

第 34 番

(玉田 一委員)

34番、玉田です。10月13日に事務局と現地に確認に行きました。図面の6ページのところにあるような場所で、写真で見られますと②の敷地ですが、赤い線で囲ってある右側に家があると思いますが、ここがこの方の土地なのですが、その土地の隣が畑で、削除されずに残っていたという事で、これを買って求めて宅地にされるという話ですので、特に問題はないと思いますのでよろしくお願い致します。

会 長

以上で、第4条申請について、全ての説明が終わりました。皆様方からご意見、ご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員

～挙手、多数～

会 長

ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から、他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料8ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、朝日町の畑、6.71㎡です。場所は、浜田市役所から約450m東の、

朝日町 7-1 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の商業地域で、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を宅地拡張するものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして 2 号について説明します。申請地は、資料 9 ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、治和町の田、151 m²です。場所は、JR 周布駅前

の治和 2 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の商業地域で、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。周囲に農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして 3 号について説明します。申請地は、資料 10 ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、金城町七条の畑、300 m²です。場所は、浜田市金城支所から約 1km 北の、新開町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。周囲は自己所有地で、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして 4 号について説明します。申請地は、資料 11 ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、金城町七条の田、外 1 筆の田、合計 0.164 m²です。場所は、老人保健施設さざんかから約 500m 南の、金城町七条若林地区です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農地区分は農振農用地区域に該当します。転用不許可の例外としては、3 年以内の一時転用の更新が該当します。当該申請の転用目的は、減反により不耕作地となっている申請地に太陽光発電のための太陽光パネルを設置し、パネルの下部でお茶を栽培する、いわゆる営農型太陽光発電を行っているもので、今回は 3 年前許可したものの更新になります。太陽光パネルの支柱部分が、非農地となるため転用面積となり、営農型太陽光発電のための転用については、3 年後に引き続き事業を行う場合、あらためて転用申請の更新を行うことで継続が可能となります。他の農地への影響はないものと思われま

続きまして5号・6号について説明します。申請地は、資料12ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、長沢町の田、外2筆の畑、合計567.37㎡と同じく長沢町の畑、304㎡です。場所は、長沢八幡宮から約100m北西の長沢1-2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種中高層住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に共同住宅と駐車場を建設するものです。なお、申請地がすでに駐車場に転用されており、顛末書の提出がありましたので、総会資料13ページに掲載しています。周囲の農地への影響はないものと思われま

続きまして7号について説明します。申請地は、資料14ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、久代町の畑、197㎡です。場所は、浜田海浜公園から約350m南東の、久代2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するもので、他の農地への影響はないものと思われま

続きまして8号について説明します。申請地は、資料15ページ、図面番号⑨をご覧ください。申請地は、三隅湊浦町の畑、84㎡です。場所は、浜田市三保公民館から約200m南東の、湊上町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を宅地拡張するもので、他の農地への影響はないものと思われま

農地法第5条申請については、以上8件です。

会 長

ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、18番、松山委員をお願いします。

第18番

(松山 純久 委員)

18番、松山です。先日、事務局の方と現地確認に行きました。何の問題もないと思いますので、審議の方よろしく願いいたします。

会 長 2号につきまして、20番、川方委員お願いします。

第 20 番 (川方 耕治 委員)

18番、川方です。現地の確認を事務局と行っております。写真を見ていただきます様に、ここは広い田んぼでしたが30年以来埋め立てて、とうとう住宅街になってしまいました。以上、事務局の説明もありよろしく願いいたします。

会 長 3号、4号につきまして、21番、岡堂委員お願いします。

第 21 番 (岡堂 正顯 委員)

21番、岡堂です。先般、事務局の方と現地確認に参りまして、何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 5号、6号につきまして、17番、狭間委員お願いします。

第 17 番 (狭間 延雄 委員)

17番、狭間です。事務局と現地を見ましたが、隣に大きなアパートが以前建てられており、またそのアパートを見てこの度、〇〇さんがアパートを建てるという事で、建てられるのだと思いますが、農地には異常はないと思います。よろしく願いいたします。

会 長 7号につきまして、22番の三明委員ですが、本日欠席でございますので、合わせて8号につきましても、2番の岡田委員も欠席でございますので、事務局の方から7号、8号につきまして、補足説明がございましたらお願いいたします。

事 務 局 三明委員からも、今日は問題ないと伝えて欲しいと電話がありましたし、岡

田委員からも、問題はなかったという事で、皆様に報告して欲しいと連絡がありましたのでご報告いたします。

会 長 以上で、第 5 条申請について、全て説明が終わりました。皆様方からご意見やご質問等がございましたら発言をお願いします。

第 16 番 (三浦 寿紀 委員)

16 番、三浦です。2 点確認したいと思います。6 号についてですが、事務局の説明の中ではこの施設のどこかでお茶を栽培されていると言うが思ったと思うのですが、それはどういう状況なのかと言うのと、8 号についてですが、説明と写真では 84 m²なのですが、資料では 48 m²になっていまして、一応整合性を取られた方が良いのかと思ひまして。

会 長 事務局からお願いします。

事 務 局 8 号の方ですが、48 m²が正しいです。48 m²でございます。それから、6 号のお茶についてですが、このお茶の状況はあまり芳しくなかったです。通常、基本的には 8 割お茶…お茶でなくても下で作る場合どこでも大丈夫です。太陽光は基本的に一種農地にして圃場整備した土地では許可が出来ないと言うことで、島根県内でも許可をしている所は 1 件もないという事でございます。もし、圃場整備した後の田んぼなどでやる場合は、下で作物を作るのならば 3 年間は許可するという事になっていて、3 年後に作ったものが大体 8 割以下の出来であった場合は、基本的には撤去となります。なので、毎年これを写真に撮ったりして、専門家の意見を付けたりして国に送ったりするのですが、なかなか面倒な作業で市町村でも 1 件あるかないかでございます。浜田市ではこれが 1 件あるという事ございまして、お茶の方をやられておりますが、なかなかお茶の方がうまく行ってなかったという事で、このままでは撤去になるところで、もう一度事業者の方とお話をしまして、違う専門家の方の意見も聞いたりして、また 3 年間で成果がでなければ撤去という事を、農業委員が伝えてなかったと

いうのもありまして、今現在5月に事業計画を出されて、その計画に基づいて植えなおしてやられていると言うのが現実でございます。法律で言えば、基本的には3年後結果がでなければ撤去になりますが、そういったことも含めまして、もう一回計画を煮詰めなおして、今度こそは絶対にお茶が出来るという事で、こちらの方もできるだろうという事が確認できたので今回の3年の更新にしたということでございます。以上です。

会 長 三浦委員、よろしいですか。

第 16 番 (三浦 寿紀 委員)

この委員会にお茶の生産をしとられる方がおられますので、是非アドバイスとかいただきたいと思いますが。

会 長 佐々木委員、何かコメントがありましたら発言をお願いします。

第 33 番 (佐々木京子 委員)

まあ、大きくなるのに7、8年かかりますのでね、3、4年では何とか可愛らしい尾根になるとは思いますが、なかなか小さいですかね。3年では大変かも知れないですが、またもう一回頑張ってもらえるという事なので頑張られたらいいと思います。まあ、ちゃんと出来るのは7、8年かかります。

会 長 三浦委員、佐々木京子委員からございましたがよろしいですか。

他にどなたかございませんか。

無いようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手、多数~

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されまし

たので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして、議第5号転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料17ページ、図面番号⑩をご覧ください。申請地は、旭町本郷の田、1,019㎡です。場所は、八戸川漁業組合から200m東の、戸川行政区です。当該申請地は年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして2号は、資料18、19ページ、図面番号⑪⑫をご覧ください。申請地は、生湯町の田、他2筆の田畑、合計1,388㎡です。場所は、生湯海水浴場から約100m北と、約600m南東の、生湯3町内です。当該申請地は、S58年月より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして3号は、資料は20ページ、図面番号⑬をご覧ください。申請地は、下府町の畑、279㎡です。場所は、JR下府駅から約100m東の、下府6-2町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

転用統制外証明願は、以上3件です。

会 長

ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、25番、岡本委員お願いします

第 25 番

(岡本 嗣喜 委員)

25 番、岡本です。現地確認も行っておりますし、先ほどの説明の通りでございます。ここはですね、非常に急襲な谷間でありまして、何年か前の集中豪雨で原状を留めないくらいの太さとなって流されております。そういった関係で地形はわかりません。ですが、ご覧のように木や草が繁茂しております。以上です。

会 長

2号、3号につきまして、22番の三明委員ですが、本日欠席でございますので、事務局の方から2号、3号につきまして、補足説明がございましたらお願いいたします。

事 務 局

はい。非農地証明で問題ないと聞いております。

会 長

以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方からご意見、ご質問がございましたらお願いします。

それでは、採決に入ります前に狭間委員の案件もありますので、狭間委員は退室をお願いします。

(狭間 延雄 委員 退室)

会 長

何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。

転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員

～挙手、多数～

会 長

ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されたので、そのように処理をいたします。

狭間委員は入室してください。

(狭間 延雄 委員 入室)

会 長 続きまして、協議報告事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 協議報告事項は今月ありません。

会 長 その他、事務局からありましたらお願いします。

事 務 局 別添、事務連絡をご覧ください。

1点目は農業者年金についてです。

本年度も農業者年金の加入推進という事で、昨年と同じように状況をJAさんと確認して回りたいと思っております。ちょっとその辺のスケジュールなり、詰めなりがまだ出来ておりませんが、この中から何名かに本年度はどうでしょうかという事で、11月中を考えておりますので、その時にはご協力をお願いしたいと思っております。

2点目は農業委員・推進員の募集についてです。

文書の方を出しておりますが、9月議会で条例、規則等は全て可決されました。可決された日から概ね一カ月という事で、25日間の募集をかけております。ですので、27日までに農業委員・推進委員の応募をしていただければと思っております。農業委員の方は、議会に一人一人かけますので、一応今までの特別職の方は経歴を付けて議会の承認を受けると言うのが浜田市のやり方になりますので、基本的には最終学歴から現在までの経歴を書いていただくという事になっているという事です。それから、応募の理由ですがこの辺も、わかりにくいところもあるかと思いますが、議会に出すという事もありますので、ザックリとでも書いていただいて27日までに出示していただきたいと思っております。それと、これに付随しまして農地パトロールの結果ですが、こちらについては地図の方も随分遅れましたので、出来てからで結構ですので出していただければという事をお願いでございます。

3点目は、先般、坂田課長と熊本県において農業委員の職員の研修に参加してきました。今回の内容は、どこの市町村も新しい農業委員と推進委員の体制になっていて、その先進的な取り組みをされているところの事例発表でした。ハッキリ言ってこれからどの様になって行くのかはまだ分かりません。ただ、今どこも考えておられるのが、農業委員と推進委員がペアになって動くと言うような形になろうかと思えます。一応、資料の方を付けておりますけれども、農地の集積集約化という事なので担当地域の農業者の方がどの様に考えておられるかという、この辺の把握をする必要があるという事で、広島県の農業会議などが作ったりしているものですが、全部でないにしても集中的に地区を決めてでもやって行って欲しいという事だそうです。こういう事をすると、皆農業を辞めたいと言われる方が出てくるだろうと思えますが、そう言うのを把握をして大規模にやっておられる認定農業者さんや集落営農、いわゆる担い手の方へどんどん集積していくという事で、それを農業委員会が農業委員と推進委員とでやって行くという事でございます。やはり、どこの町村も初めての事なので手探り状態のようでございます。浜田市も3月から新しい体制になると思いますが、いきなりは無理なので出来るところから少しずつやって行くしかないのかなと思いました。ですがやはり、こう言った聞き取りとか全部一度には無理なので、5年6年かけて、その担当地域全部を聞くとかでやって行くしかないのではないかと考えております。今、こちらでは農業委員、推進委員は二人一組、あるいは三人一組の地域担当になると思えますが、その辺でまた浜田だったら三つ、旧郡部でしたら四つみたいな感じで、松江や益田などは一つのチームにしてやっておられて、事務局主体ではなくチームで考えてやって行くという風に考えられているようでございます。ですがこれも、なかなか地域差もあって浜田市がそうするという訳ではありませんが、こう言った考えでやっておられるというところの紹介がありましたので、一応ご報告しておきます。

最後になりますけれども、11月の4、5日にさざんか祭りが開催されます。毎年恒例ではございますが、金城地区の農業委員は一応、農地相談ブースを設置されますので、今年も申し込みをしております。ですので、行かれる方は声か

けでもしていただければと思っています。また、金城の方は打ち合わせをしたいと思いますので、このあとお残りください。

事務局からは、以上です。

会 長 今までの事務局からの報告について、ご意見なりご質問がありましたらお願いいたします。

第 10 番 (大谷 数義 委員)

10 番、大谷です。ちょっとお伺いしたいのですが、先ほどの農業委員、推進委員については公募されているのですが、応募はありましたか？

事 務 局 別の方の応募という事ですか？別の方の応募はありません。

第 10 番 (大谷 数義 委員)

それから、農業委員については経歴みたいなものを出すという事ですが、何か様式等があれば、ここで書いて帰りますがどうでしょうか。

事 務 局 様式は特にないので、箇条書きで結構ですので書いていただければと思っています。大雑把で良いと思います。

第 10 番 (大谷 数義 委員)

様式がないのでしたら、ここで皆さんも書かれたらスムーズに早く終わると思います。

事 務 局 白紙で良ければ持ってきますけども、どうでしょうか。

第 10 番 (大谷 数義 委員)

白紙でもいいと思います。また、27日に持って来るとなると、明日明後日ですからね、今ここで書かれた方がいいと思いますけど如何でしょうかね。

事務局 わかりました。すぐに持ってきますので書いて出していただきたいと思います。また、こちらの方でもチェックはしますので、足りないものは電話で聞かせていただいたりしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

会長 大谷委員よろしいでしょうか。(はい)
他にはありませんか。

第 26 番 (宮崎 龍生 委員)
失礼します。26 番、宮崎です。先ほど、事務局から説明がありました「あなたの農地をどうしますか」と言う用紙ですが、これはいつまでに提出するのか。提出しなくても良いのか。それとも小さくおっしゃったけども、小さい集落、一つの行政員がいると言うようなところでいいのでしょうか。この辺の所を説明を聞いておきたいと思います。

事務局 すみません。そこまでの説明はありませんでした。広島県の農業会議が言うところでは、農地を今どのようにしているのかを把握しようと言う、その為の一つのツールとして作って見たので参考にして下さい。と言ったことで提供されたので、具体的にはこれをどこまでどうこうと言うのはまだないですし、やられた町村もあるのかもすみませんがわかりません。

会長 その他なにか、全体を通じて何かございますでしょうか。
非常にパトロール等大変だったと思いますし、まだ終わってないところもあると思いますが、ひとつ急いでやって下さいませ。なお、事務局体制が現在、局長と係長と臨時だけでやっております。一人は今加療中でして、非常に忙しいと思いますので出来るだけ皆様方、提出期限等々は守ってあげていただいて、スムーズに事務運営が出来るようにご協力をお願いしたいと思っております。
それでは全体を通じて何もございませんようでしたら、終了させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、いろいろとございましたが以上を持ちまして、第 33 回総会を終了

させていただきます。

今後寒くなりますが、どうかお体をご自愛いただきまして、それぞれの分野でご活躍を祈念申し上げます。本日はありがとうございました。

終了 午前 10 時 22 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員